

2018年11月27日

各位

株式会社みちのく銀行

融資案件における不適切な取扱いの発生について（最終報告）

当行は、2018年5月17日および8月28日に、融資案件における不適切な取扱いが発生したことを公表いたしました。以降、調査範囲を拡大して継続調査を実施した結果、下記の事案が発覚いたしました。

公共的使命や社会的責任を果たすため、業務の健全かつ適切な運営と地域社会等からの信頼の維持・向上が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいているお客さま、株主の皆さま、地域の皆さまに、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事案概要

(1) 発生店	青森県内支店 5ヵ店 (当事者 5名)
(2) 件数	5件
(3) 融資金額	計37百万円
(4) 内容	<p>設備資金に係る融資は融資実行後の融資金管理を必要としておりますが、行内の事務処理を終了させることを目的に領収書等写し（領収書などをコピーしたもの）の記載内容を改ざんすることで偽造し、外部保証機関に提出していた事案です。</p> <p>具体的には、① 融資実行後にお借入人より提示を受けた領収書等の金額が、申込時の見積書よりも過小（相違金額：最大20万円、最少8千円）であったことから、領収書等写しの金額を見積金額に合わせて改ざんしていた事案、および、② 融資実行後に行うべき資金の振込が実行前に行われていたため、領収書等写しの日付を融資実行後に改ざん（最大25日）していた事案です。</p>
(5) 被害金額	本事案に関して、お借入人の金銭的被害はございません。
(6) 発生期間	平成21年10月23日（金）～平成23年9月6日（火）
(7) 発覚の経緯	2018年8月の公表以降、調査範囲を拡大して、書類の保管により調査可能な過去10年間に遡って、全ての外部保証付設備資金融資（融資残高のない完済債権含む）の継続調査を実施した結果、5件の不適切な事案が発覚いたしました。
(8) 最終結果	青森県内16ヵ店において、当事者14名、合計28件の事案が判明いたしました。

2. 今後の対応

融資に関連してご負担いただきました保証料は、融資当初に遡ってお借入人に返戻いたします。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、すでに監督官庁および青森県警本部に報告しております。

4. 再発防止策

(1) コンプライアンス・マインドの醸成

コンプライアンス研修、セミナーの拡充などにより、内部管理態勢の一層の強化、コンプライアンスの再徹底などを行っております。

(2) 牽制機能の強化

融資案件の受付、実行、実行後のチェック機能に関するルール、および態勢の両面での強化策を講じております。また、再発防止策の有効性評価とモニタリングを徹底し、再発防止策の実効性を高めます。

(3) 営業店サポート体制の再構築

営業店職員に対するアンケートや本部による巡回を通じて、営業店のマネジメント状況の把握に努めます。

(4) 組織体制の強化

コンプライアンス委員会の委員長を頭取に変更し、頭取が直接指揮する体制に改めております。また、監査・検査機能の強化を図るとともに、店舗機能の見直しについても検討しております。

5. 本件に関するお問合せ先（お客さま専用）

受付時間	受付窓口
平日 午前9時～午後5時まで	経営管理部 お客さま相談室 【電話番号】（フリーダイヤル）0120-37-0925
休日 午前9時～午後5時まで	みちのくテレフォンセンター 【電話番号】（フリーダイヤル）0120-86-3709

以上